

府中市コミュニティバス「ちゅうバス」のデザイン等の使用に関する要領

令和3年1月19日

(趣旨)

第1 この要領は、府中市コミュニティバス「ちゅうバス」(以下「ちゅうバス」という。)の愛称並びにシンボルマーク、車両及び停留所標柱のデザイン(以下「デザイン等」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(デザイン等の図柄)

第2 ちゅうバスのデザイン等は、別図のとおりとする。

(使用の申込み)

第3 ちゅうバスのデザイン等を使用しようとする者は、府中市コミュニティバス「ちゅうバス」デザイン等使用申込書(第1号様式)により市長に申し込まなければならない。

2 前項の規定によるデザイン等の使用の期間は、3年以内とする。ただし、市長が認める場合はこの限りではない。

(使用の承認)

第4 市長は、第3第1項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当するおそれがあるものを除き、デザイン等の使用を承認するものとする。

府中市の信用又は品位を害すること。

法令に違反し、又は公序良俗に反すること。

府中市が、特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与えること。

ちゅうバスのイメージを損なうこと。

前各号に掲げるもののほか、デザイン等の使用について市長が適当でないことを認めるとき。

2 市長は、前項の規定によりデザイン等の使用を承認したときは、府中市コミュニティバス「ちゅうバス」デザイン等使用承認通知書(第2号様式)により、当該使用を不承認としたときは、府中市コミュニティバス「ちゅうバス」デザイン等使用不承認通知書(第3号様式)により当該使用の申込みをした者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定によりデザイン等の使用を承認するときは、必要な条件を付することができる。

(使用料)

第5 デザイン等の使用料は、無料とする。

(完成品の提出)

第6 第4第2項の規定により使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、ちゅうバスのデザイン等を使用した物品の完成品を市長に提出しなければならない。ただし、当該提出が困難であると市長が認めるときは、当該完成品の写真の提出をもって代えることができる。

(承諾内容の変更等)

第7 使用者は、ちゅうバスのデザイン等の使用に関する事項(以下「承認内容」という。)を変更しようとするときは、府中市コミュニティバス「ちゅうバス」デザイン等使用変更申込書(第4号様式)に必要な書類を添えて、あらかじめ市長に申し込まなければならない。

2 第4の規定は、前項に規定する変更について準用する。この場合において、同条第1項中「第3第1項」を「第7第1項」に、「デザイン等の使用」を「承認内容の変更」に、同条第2項中「使用を承認した」を「使用の変更を承認した」に、「府中市コミュニティバス「ちゅうバス」デザイン等使用承認通知書」を「府中市コミュニティバス「ちゅうバス」デザイン等使用変更承認通知書」に、「当該使用を不承認」を「当該使用の変更を不承認」に、「府中市コミュニティバス「ちゅうバス」デザイン等使用不承認通知書」を「府中市コミュニティバス「ちゅうバス」デザイン等使用変更不承認通知書」に、同条第3項中「使用を承認する」を「使用の変更を承認する」とする。

(利用上の遵守事項)

第8 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

ちゅうバスのデザイン等の使用について第4第1項各号のいずれかに該当させないこと。

第4第1項の規定により承認を受けた範囲内で使用すること。

第4第1項の規定による承認に基づく権利を譲渡し、又は転貸しないこと。

物品に「府中市コミュニティバス ちゅうバス」と表記すること。

第4第3項の規定により付された条件に従うこと。

(承認の取消し等)

第9 市長は、使用者が第8に規定する事項を遵守していないと認めるときは、第4第1項(第7第2項において準用する場合を含む。)の規定によるちゅうバスのデザイン等の使用の承認を取り消すとともに、当該使用を禁止するものとする。

2 市長は、前項の規定による承認の取消し及び使用の禁止(以下「承認の取

消し等」)を決定したときは、府中市コミュニティバス「ちゅうバス」デザイン等使用承認取消通知書(第5号様式)により当該承認の取消し等に係る者に通知するものとする。

(免責)

第10 承認の取消し等により使用者に生じた損害又は使用者がちゅうバスのデザイン等の使用により第三者に与えた損害については、府中市は、その賠償の責めを負わない。

(雑則)

第11 この要領に定めるもののほか、デザイン等の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この要領は、令和3年1月19日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、現に行われているちゅうバスのデザイン等の使用は、この要領によるデザイン等の使用とみなす。

3 この要領の施行の際、ちゅうバスのデザイン等の使用に関して締結した協定等については、この要領の施行後も、なおその効力を有する。

付 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。